

## 勧められた 健康食品で 体調不良?!

### 一時的な反応 と思い込まず、使用を中止しましょう。

友人・知人に勧められて健康食品を試したところ、思わぬ健康被害に遭ってしまったり、効き目がないのに定期購入であるためすぐに解約できないという相談が多く寄せられています。

事例1 通っているスポーツジムで勧められたサプリメントとドリンク剤を服用したら震えと冷や汗が止まらなくなった。ジムに相談すると、身体によい成分だから問題ないというが心配だ。

事例2 体調がすぐれず、効果があったと友人が薦める健康食品を購入した。自分には効き目を感じられないので定期購入を解約したいが、事業者に電話が繋がらず、また商品が届いてしまった。



消費者トラブル防止のために

- ◇ 健康食品は、全ての人に同じように効果があるとは限りません。健康食品をとった後、自分の体調をよく観察し、「効果がない」、「体調が悪くなった」という場合には、自分の体調を優先し、その健康食品の使用をやめましょう。
- ◇ 薬を飲んでいる人は、健康食品を摂取しないようにしましょう。健康食品の成分によっては、薬の効果が弱くなったり、副作用が強まったりすることがあります。どうしても健康食品を使うのであれば、必ず医師・薬剤師などの専門家に相談しましょう。
- ◇ 健康食品などの定期購入を解約したいが、事業者へ連絡がつかないため手続きできないというトラブルが多発しています。定期購入を申し込む際は、返品・解約の方法や条件を慎重に確認し、疑問や不安がある場合は、消費生活センターへご相談ください。



まずはお電話で!

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く